

船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準（令和2年6月15日適用）

区分	屋内施設	屋外施設
基本的な事項	人との接触を避け、対人距離を確保する 具体的には、1.5mとする。ただし、整列等は1m間隔も可能とする	
	「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※換気の出来ない部屋の利用は不可 ※柔道やラグビー等の接触が多い競技については、接触しないように工夫をして実施すること	
	飛沫感染防止のため大きな声での会話や応援等をしない	
	使用面積及び対人距離等から施設の定員を算出し、必要に応じ入場制限を行う	
	極力利用時間を減らす 利用が重なる等、人が多い時は、利用時間を短くする	
	施設管理者不在の場合は利用不可 ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をする	管理者不在の場合でも利用可
個人の予防策	手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する	
	マスクは着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による	マスクは着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による ※熱中症を避けるため、夏場のマスク着用は強制しない（対人距離を確保すること）
	咳エチケットを遵守する	
利用当日の確認事項	以下の①～④に該当する場合は、入場制限あり	
	①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合	
	②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合	
	③咳・咽頭痛などの症状がある場合	
	④過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合	
	※上記の確認を個人利用時には、市が作成した「施設利用者カード」に必要な事項を記入し、施設へ提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する	